

【概要版】

# 第3期銚子市 子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

銚子で生まれ育ち良かったと思えるような  
地域で支える「子育てのまちづくり」

令和7年3月

銚子市

# 1 子ども・子育て支援事業計画とは

## (1) 計画策定の趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、本市の令和6年4月1日現在の総人口は 54,646 人、そのうち児童人口は 4,851 人で、令和2年の児童人口 (6,123 人) と比べると 1,272 人の減少となっています。依然として、少子化には歯止めがかからず、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感、晩婚化と非婚化などが少子化の理由として挙げられています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むことで、子育てに関する悩みや不安を抱え込みやすい状況にあるなど、こども・子育てをめぐる家庭や地域の状況も変化し続けています。

本市では、令和2年3月に策定した「第2期銚子市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有することを基本的認識とし、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、保護者に寄り添いながら、こどもの最善の利益が実現される社会を推進してきましたが、計画の期間が令和6年度に終了することから、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本市におけるこども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする「第3期銚子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、公民連携のもと、こども・子育て支援施策の充実を推進します。



## (2) 計画の法的根拠

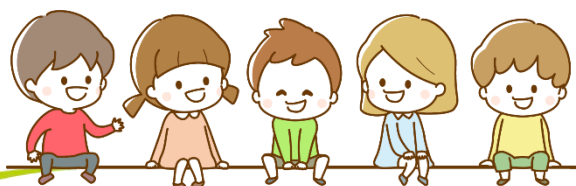
- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」

## (3) 計画の対象

市内のすべてのこどもとその家庭、地域住民、事業主を対象とし、「こども」とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とし、一部の事業については妊産婦を対象としています。

## (4) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。



## 2 基本理念

本計画の基本理念は、第2期子ども・子育て支援事業計画の継続性及び子育て支援施策のさらなる充実を図るため、第2期子ども・子育て支援事業計画を継承し、次代を担うこどもの成長を地域全体で支え、こどもの笑顔があふれるまちになることを目指し、「銚子で生まれ育ち良かったと思えるような 地域で支える『子育てのまちづくり』」とします。

# 銚子で生まれ育ち良かったと思えるような 地域で支える「子育てのまちづくり」

## 3 施策の体系

基本理念に基づき、以下の7つの基本施策を掲げ、施策を展開します。

基本施策	具体的施策
1 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保	1. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制
2 地域における子育て支援	1. 子育てにおける相談・情報提供の充実 2. 子育て支援ネットワークの強化 3. 子育てに関わる経済的負担の軽減 4. こどもの健全育成
3 妊産婦及び乳幼児等の健康の確保及び推進	1. 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない支援の充実 2. 次世代の健康を育む保健サービスの充実 3. 食育の推進
4 個性と創造性を育む教育の充実	1. 家庭教育の充実 2. 未就学児教育の充実 3. 学校教育の充実 4. こどもを取り巻く有害環境対策の推進
5 子育てしやすい生活環境の整備	1. 良質な居住環境の確保 2. こどもたちの安全の確保 3. こどもの遊び場の整備
6 家庭生活と職業生活の両立の推進	1. 家庭生活における男女共同参画の推進 2. 子育てと仕事の両立支援の推進
7 援護を必要とする子育て家庭への支援	1. 児童虐待防止対策の強化 2. 障害のあるこどもへの支援 3. ひとり親家庭等の自立支援 4. こどもの貧困の解消に向けた対策 5. 外国籍のこども・家庭への支援

## 4 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業

### (1) 事業の全体像

#### 子ども・子育て支援給付

##### 施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所（園）

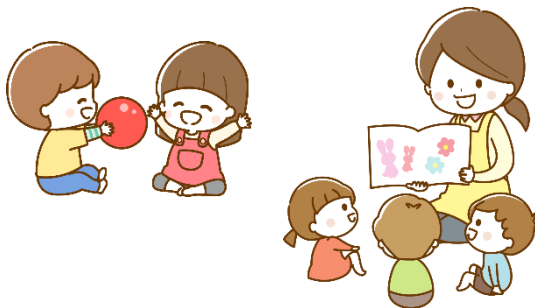
##### 地域型保育給付

- 小規模保育  
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育  
(保育者の居宅等において保育を行う。)
- 居宅訪問型保育  
(こどもの居宅等において保育を行う。)
- 事業所内保育  
(事業所内の施設等において保育を行う。)

##### 児童手当

#### 地域子ども・子育て支援事業

- 延長保育事業
- 放課後児童健全育成事業  
(放課後児童クラブ)
- 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業  
(地域子育て支援センター)
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)
- 利用者支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業  
(こんにちは赤ちゃん訪問)
- 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 妊婦健康診査事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 産後ケア事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 乳児等通園支援事業  
(こども誰でも通園制度)



### (2) 教育・保育の認定区分

**1号認定** ⇒ 満3歳以上／教育標準時間 ▶ 幼稚園・認定こども園

**2号認定** ⇒ 満3歳以上／保育標準時間・保育短時間 ▶ 保育所（園）・認定こども園

**3号認定** ⇒ 満3歳未満／保育標準時間・保育短時間 ▶ 保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業

※教育標準時間：1日4時間の幼児教育

※保育標準時間：1日最大11時間の保育（主にフルタイムの労働を想定）

※保育短時間：1日最大8時間の保育（主にパートタイムの労働を想定）

### (3) 教育・保育提供区域の設定

本市では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず広げられるよう、交通事情による利用者の通園等の動線、地理的条件などを考慮し、市内を一つの単位として区域の設定をします。

### (4) 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

#### 1号認定・2号認定

(単位：人)

区分	1号認定 (3歳以上)		2号認定 (3歳以上)	
	R7年度	R11年度	R7年度	R11年度
量の見込み(必要利用定員総数)	88	⇒ 64	405	⇒ 296
確保方策	245	⇒ 245	457	⇒ 457



#### 3号認定

(単位：人)

区分	3号認定 (0歳)		3号認定 (1歳)		3号認定 (2歳)	
	R7年度	R11年度	R7年度	R11年度	R7年度	R11年度
量の見込み(必要利用定員総数)	32	⇒ 26	73	⇒ 75	103	⇒ 91
確保方策	38	⇒ 38	99	⇒ 99	116	⇒ 116

### (5) 地域子ども・子育て支援事業の概要

	上段：対象事業／対象年齢等⇒実施状況	下段：事業概要
1	<b>延長保育事業【0～5歳】⇒実施</b>	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業
2	<b>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【小学1年生～6年生】⇒実施</b>	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室などで、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
3	<b>子育て短期支援事業【0～18歳】⇒未実施 ※令和8年度から実施予定</b>	親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ（宿泊を伴う預かり）、トワイライトステイ（夕方から夜間の預かり）
4	<b>地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）【0～2歳】⇒実施</b>	公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業
5	<b>一時預かり事業【3～5歳（幼稚園型）】⇒実施</b>	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）
	<b>一時預かり事業【0～5歳（幼稚園型以外）】⇒実施</b>	家庭において、一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
6	<b>病児保育事業【0～5歳、小学1年生～6年生】⇒実施</b>	病気のこどもについて、病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業

	上段：対象事業／対象年齢等⇒実施状況 下段：事業概要
7	<p><b>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</b> 【0～5歳、小学1年生～6年生】⇒実施</p> <p>乳幼児や小学生等のこどもの保護者を会員として、こどもの預かり、送迎等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業</p>
8	<p><b>利用者支援事業【0～18歳程度】⇒実施</b></p> <p>子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健、医療、福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行う事業</p>
9	<p><b>乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）【0歳】⇒実施</b></p> <p>生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業</p>
10	<p><b>養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</b> 【若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期から子育て期までの継続的な支援を特に必要とする家庭等】⇒実施</p> <p>保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対して、保健師・社会福祉士・家庭相談員・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整を実施する事業</p>
11	<p><b>妊婦健康診査事業【妊婦】⇒実施</b></p> <p>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、診察、計測、血圧、尿検査、保健指導などを実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業</p>
12	<p><b>実費徴収に係る補足給付を行う事業【事業者】⇒実施</b></p> <p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業</p>
13	<p><b>多様な事業者の参入促進・能力活用事業【事業者】⇒未実施</b></p> <p>新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）、障害のあるこどもの保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業</p>
14	<p><b>子育て世帯訪問支援事業【妊婦、児童及びその養育者】⇒未実施 ※令和9年度から実施予定</b></p> <p>家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等に対し、ヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業</p>
15	<p><b>児童育成支援拠点事業【児童】⇒未実施 ※令和9年度から実施予定</b></p> <p>養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、適切な関係機関へつなぐ等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業</p>
16	<p><b>親子関係形成支援事業【児童及びその養育者】⇒未実施 ※令和9年度から実施予定</b></p> <p>児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業</p>
17	<p><b>産後ケア事業【妊産婦】⇒実施</b></p> <p>出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業</p>
18	<p><b>妊婦等包括相談支援事業【妊産婦】⇒実施</b></p> <p>妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業</p>
19	<p><b>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【0歳6か月～3歳未満】⇒令和8年度から実施</b></p> <p>保護者の就労を問わず、月10時間まで時間単位で柔軟に保育所などを利用できる事業</p>

## 5 施策の展開

### 基本施策 地域における子育て支援

#### 1. 子育てにおける相談・情報提供の充実

- 地域に密着したサポート体制を構築し、インターネットやSNSなどの多様な媒体を活用した情報提供を充実させ、すべての子育て家庭が安心して相談できる体制を強化します。

#### 2. 子育て支援ネットワークの強化

- 市民の自主的な子育て支援活動を促進し、地域全体で子育て支援ネットワークを強化します。また、地域の協力を得て、こどもの育成環境づくりを推進します。

#### 3. 子育てに関わる経済的負担の軽減

- 児童手当の支給や子ども医療費の助成など、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、家庭状況に応じた経済的支援の充実に努めます。

#### 4. こどもの健全育成

- こどもたちが安心して過ごせる居場所として、放課後児童クラブの充実に努めます。

### 基本施策 妊産婦及び乳幼児等の健康の確保及び推進

#### 1. 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない支援の充実

- 保健指導や健康診査、相談・健康教室等の充実を図り、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供するとともに、関係機関との連携を強化し、地域で安心してこどもを産み育てられる環境を整えます。

#### 2. 次世代の健康を育む保健サービスの充実

- 妊娠期前から妊娠・出産・育児までの正しい知識を広め、思春期のこどもへの適切な対応ができる地域づくりに努めます。また、喫煙や薬物等に関する教育を充実させ、問題行動の未然防止に取り組むとともに、こどもの心のケアのための相談体制の充実を図ります。

#### 3. 食育の推進

- 家庭や学校での食育を推進し、地域の特性を生かして食生活の改善を進め、こどもたちの健全な食習慣の定着に努めます。

#### Pick Up <こども家庭センター すくサポ>

子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の両方の機能を持つ支援拠点として、こども家庭センターすくサポを設置し、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもを対象として一体的な相談支援を行います。

#### Pick Up <産後ケア>

産後、安心して子育てができるよう助産師等による心身のケアや育児サポートが、宿泊型と訪問型の方法により受けることができます。

## 基本施策 個性と創造性を育む教育の充実

### 1. 家庭教育の充実

- こどもの成長に応じた家庭教育の学習機会を提供し、子育て中の親が気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。

### 2. 未就学児教育の充実

- 関係職員の研修機会を充実させるとともに、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、小学校との連携を強化し、家庭教育とも協力しながら教育効果の向上に努めます。

### 3. 学校教育の充実

- 地域及び家庭と学校との連携を図り、特色ある学校づくりを推進します。また、各種研修を通じて、教員の指導力の向上を図ります。

### 4. こどもを取り巻く有害環境対策の推進

- フィルタリングの普及や保護者への啓発を進め、家庭内での適切な管理を推進します。また、情報モラル教育を充実させ、こどもたちがデジタル社会に適応するための力を養います。

## 基本施策 子育てしやすい生活環境の整備

### 1. 良質な居住環境の確保

- 子育て家庭のニーズに対応した住宅の情報提供の充実や、支援制度の普及を推進し、子育てしやすい地域社会の形成に努めます。

### 2. こどもたちの安全の確保

- 防犯ボランティアや関係団体と連携し、通学路のパトロールや防犯講習会を行います。また、生活道路や通学路の安全対策を強化し、安全・安心な歩行空間の整備を推進します。

### 3. こどもの遊び場の整備

- 身近な場所で安全に、生き生きと遊べる環境の整備と維持管理の充実を図ります。

#### Pick Up <ブックスタート>

市が実施する3か月児健康診査を受ける乳児とその保護者を対象として、ブックスタートパックを配布しながら、絵本の紹介と読み聞かせを行い、親子が触れ合う場を提供します。

#### Pick Up <交通安全・防犯用品等の配付事業>

市内小学校、銚子特別支援学校の新一年生に、交通安全協会と連携し交通安全帽子、ランドセルカバー、防犯ブザーを配付します。





## 基本施策 家庭生活と職業生活の両立の推進

### 1. 家庭生活における男女共同参画の推進

- 「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な役割分担意識を見直し、男性の積極的な家事・育児参加を促進するため、情報提供やきっかけづくりの場を提供し、家庭での男女共同参画を推進します。

### 2. 子育てと仕事の両立支援の推進

- 育児休業の取得促進や労働時間の短縮を推進し、子育てと仕事の両立を支援します。また、意識改革を促し、あらゆるライフステージでの協力を推進し、子育ての不安や負担感の軽減を図ります。

## 基本施策 援護を必要とする子育て家庭への支援

### 1. 児童虐待防止対策の強化

- 児童虐待の未然防止に向け、相談や訪問を通じて保護者の育児に対する不安解消に努め、関係機関と連携して早期発見・対応を強化します。また、「こども家庭センター」を拠点に、専門スタッフによる育児相談や家庭訪問などを行い、支援の継続性と迅速性に努めます。

### 2. 障害のあるこどもへの支援

- 障害の早期発見や療育に向けた取組を強化するとともに、乳幼児期からの相談体制を整備し、各施設や関係機関と連携することで、切れ目のない支援を提供します。

### 3. ひとり親家庭等の自立支援

- 子育て・生活支援、就業支援、経済的支援の充実を図り、総合的な支援を適切に実施します。

### 4. こどもの貧困の解消に向けた対策

- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の基本理念に基づき、家庭、学校、地域、行政が一体となってこどもの貧困の解消に向けた対策を推進します。

### 5. 外国籍のこども・家庭への支援

- 生活相談や多言語による生活情報の提供を充実し、外国籍の住民を含め、すべての市民が安全・安心して暮らせるまちづくりを推進します。

#### Pick Up <ワーク・ライフ・バランスの普及啓発>

関係機関と連携し、一人ひとりが多様な生き方や働き方を実現できるよう事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスについての周知を図ります。

#### Pick Up <要保護児童対策地域協議会>

要保護児童等（児童虐待や保護者の養育支援が特に必要な児童、望まない妊娠や精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦）に関し、児童相談所を始め関係機関と情報共有や支援内容の協議を行います。

代表者会議、実務者会議、個別支援会議を実施し、関係機関との情報連携の強化に努めます。

## 6 計画の推進に向けて

### (1) 推進の体制

本計画の推進にあたって、市内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所（園）、幼稚園、認定こども園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携・協働し、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

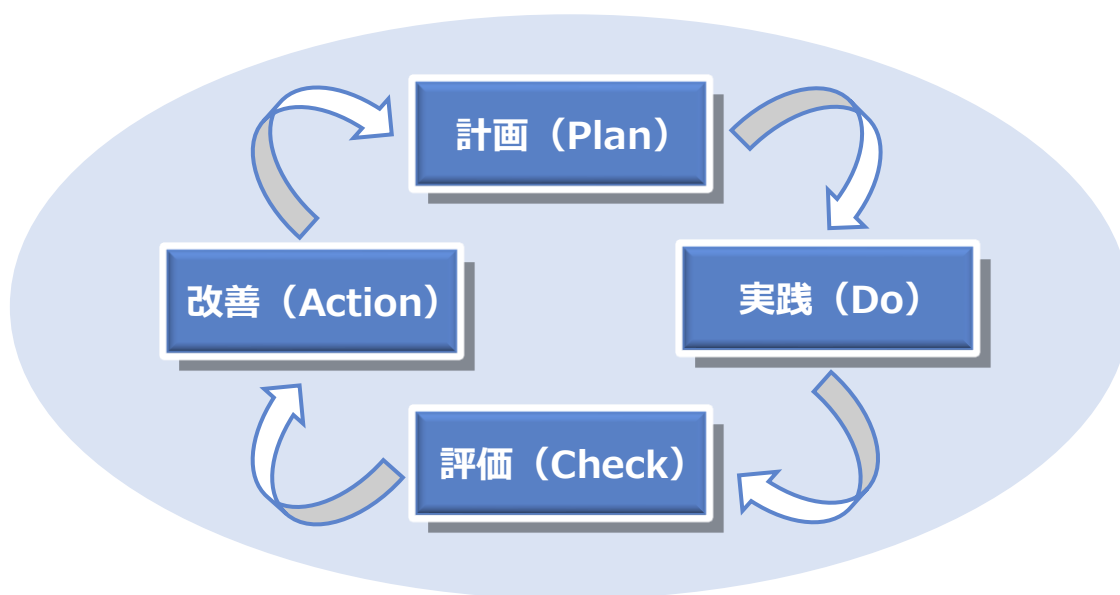
また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映するとともに、新たな課題についても、公民連携のもと、積極的かつ早期に取り組んでいきます。

### (2) 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、本計画の着実な推進のため、計画を立案し（Plan）、実践（Do）することはもちろん、計画策定後も各種事業を適切に評価（Check）、改善（Action）し、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、その進捗状況を毎年度点検・評価します。

また、点検・評価にあたっては、「銚子市子ども・子育て会議」がその中心を担い、結果は市民へ公表します。

#### <PDCAサイクルの概念図>



### 第3期銚子市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

令和7年3月

発行：銚子市 編集：銚子市 子育て支援課

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1

TEL：0479-24-8967 FAX：0479-25-7502

URL：<https://www.city.choshi.chiba.jp>